



® 平成 29 年 7 月 20 日 (木)

No. 14490 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

特許無効審決 (不成立) 取消請求事件

(「紙オムツへの吸水剤の使用」発明の進歩性誤認事件) [上] (全2回)

—平成27年 (行ケ) 第10247号、平成29年3月16日判決言渡—

本件訂正発明と甲1発明を対比した結果である相違点の中の相違点1に関し、甲1発明に接した当業者は、甲1発明に示されている自己架橋型の内部架橋に代えて、あるいは更に加えて、内部架橋剤型の内部架橋を適用しようとはしないはずであるという理由で、相違点1に係る構成を容易想到することは困難であるとして、特許無効を不成立とした審決について、審決取消訴訟の判決では、前記相違点1について、公知例を考慮して検討した結果、当業者が容易に想到し得るものと認められる等として、特許無効を不成立とした審決を取消した事例である。

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！
官公庁契約について唯一の実務詳説書！「官公庁契約精義」改題

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所教授 有川博
元会計検査院第四局長

二〇一六

A5 版上製箱入 本体 12,000+ 税



※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物サービスセンターへ！

全国官報販売協同組合 〒114-0012 東京都北区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1501 FAX 03-6737-1510 <http://www.gov-book.or.jp>

第1 審決が認定した内容及び審決の内容

1 本件訂正発明の要旨

訂正後の本件特許の請求項1の発明(本件訂正発明)の特許請求の範囲の記載を、分節すると以下のとおりである(下線は、訂正箇所を示す)。

- A 吸水剤として下記の吸水剤を用いることを特徴とする、紙オムツへの吸水剤の使用。
- B 2個以上の重合性不飽和基または2個以上の反応性基を有する内部架橋剤を共重合または反応させたポリアクリル酸ナトリウム塩部分中和物架橋体からなる吸水性樹脂を含み、
- C 該吸水性樹脂はその表面近傍が前記ポリアクリル酸ナトリウム塩部分中和物架橋体のカルボキシル基と反応し得る表面架橋剤でさらに架橋処理されてなるものであり、かつ、
- D 該吸水性樹脂100重量部に対し0.0001～10重量部の配合割合で、ジエチレントリアミンペンタ酢酸、トリエチレンテトラアミンヘキサ酢酸およびこれらの塩の中から選ばれるイオン封鎖剤が配合されてなる、
- E 吸水剤。

2 審決理由の要点

(1) 無効事由1及び2(進歩性欠如)について

ア 甲1(特開平8-337726号公報)発明は、次のとおりである。

「アクリル酸又はアクリル酸アルカリ金属塩等の水溶性ビニルモノマーに対して、重合開始剤として0.03～0.4重量%の量の過硫酸カリウム、過硫酸アンモニウムなどの過硫酸塩を使用して重合した後、ポリビニル化合物以外の架橋剤を生成ポリマーに対して0.001～1重量%の範囲で添加反応させることによって得られた中和度が40～90モル%であるポリアクリル酸塩架橋体の重合工程後、キレート化合物をポリアクリル酸塩架橋体100重量部に対し0.001～10重量%の量で添加することによって製造された、下記要件(1)～(3)を具備する高吸水性樹脂の、幼児用、大人用若しくは失禁者用使い捨ておむつにおける吸収体への使用。

- (1) 生理食塩水中30分膨潤後の遠心脱水法による吸水量が35g/g以上である。
- (2) 生理食塩水中15時間膨潤後の可溶分ポリマー量が高吸水性樹脂量に対して20重量%以下である。
- (3) L-アスコルビン酸ナトリウムを0.05重量%溶解させた生理食塩水中15時間膨潤後の可溶分ポリマー量が高吸水性樹脂量に対して20重量%以下である。」

イ 一致点の認定

本件訂正発明と甲1発明を対比すると、次の点で一致する。

「吸水剤として下記の吸水剤を用いることを特徴とする、紙オムツへの吸水剤の使用。ポリアクリル酸ナトリウム塩部分中和物からなる吸水性樹脂を含み該吸水性樹脂は架橋剤で架橋処理されてなるものであり、かつ、該吸水性樹脂100重量部に対し0.0001〔判決注・「0.001」の誤記と認められる。〕～10重量部の配合割合でイオン封鎖剤が配合されてなる、吸水剤。」

ウ 相違点の認定

本件訂正発明と甲1発明とを対比すると、次の点が相違する。

(ア) 相違点1

架橋剤で架橋処理される前の対象物であるポリアクリル酸ナトリウム塩部分中和物について、本件訂正発明は、「架橋体」からなり「2個以上の重合性不飽和基または2個以上の反応性基を有する内部架橋剤を共重合または反応させた」ものであるのに対し、甲1発明は、「アクリル酸又はアクリル酸アルカリ金属塩等の水溶性ビニルモノマーに対して、重合開始剤として0.03～0.4重量%の量の過硫酸カリウム、過硫酸アンモニウムなどの過硫酸塩を使用して重合し」て得